

「つわみん」着ぐるみ 貸し出しについて

「つわみん」着ぐるみを借りて、津和野町のイメージアップ・PRに活用することができます。ぜひご利用ください。

1 借りることができる方

着ぐるみを借りることができる方は、以下の方です。

- 町、町に属する各機関・団体
- その他貸出機関（津和野町商工観光課）が適当と認めるもの。

2 申込受付期間

使用開始日より2週間前までに申請してください。

3 貸出料金

無料です。

4 貸出期間

着ぐるみを使用する事業が終了するまでとし、期限の最長は（搬出入の日を含め）原則1週間以内とします。

5 利用の流れ

【1 「つわみん」のスケジュール確認】

課窓口での問い合わせ、またはお電話にてご確認ください。

(電話番号：0856-72-0652)

※ 津和野町 HP でもご確認ください。

【2 貸出申込】

「着ぐるみ貸出申請書」に必要事項をご記入のうえ、津和野町商工観光課窓口にてお申込みください。申請書は郵送でも受付いたします。

(なお、2週間前までに使用申込のない日、又は同一時期に複数の申請があった場合は、先着順に受け付けます。)

【3 貸出許可】

受け付けた申請書を審査し、許可が下りれば「着ぐるみ使用許可書」をお送りいたします。そのとき、着ぐるみ受け渡し日を指定します。

【4 許可変更】

許可をうけた時から使用内容の変更があったときは、あらかじめ「使用許可内容変更申請書」を提出してください。(その内容に対して再度審査を行ったのち、「着ぐるみ使用変更許可書」をお送りいたします。)

【4 着ぐるみの受け渡し】

着ぐるみは、原則借りる方が直接商工観光課から搬出入を行ってください。やむを得ず業者に運搬を依頼する場合、その費用は借りる方の負担となります。また、受け渡しの際に、使用上の遵守事項についてレクチャーを行いますので、必ず受講してください。

【5 着ぐるみの返却・利用状況報告】

使用後は、ただちに返却してください。また、利用状況が分かる写真などを提出してください。

6 使用上の注意

① 申請のあった事業の内容が、以下に該当するときは着ぐるみを借りることができません。

- 町及び「つわみん」の品位を傷つけるとき、又は利用によって誤解を生じさせるなど正しい理解の妨げとなるとき。
- 町が行う事業、その他関連事業の推進に支障をきたすおそれがあるとき。
- 法令および公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- 使用許可書の指示に従わないとき。
- 「つわみん」を個人的に使用するとき。
- 「つわみん」を第三者に譲渡または転貸するとき。
- 「つわみん」を利用して営利目的の活動を行うとき。
- 「つわみん」が特定の個人、企業および営利団体、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。
- その他町長が貸出を認められないとき。

(※ただし、上記に当てはまる事業内容であっても、津和野町のPRに結び付くなど町が判断できる場合は、使用を許可することがあります。まずはご相談ください。)

② 借りた方が着ぐるみを壊した・なくしたときは、その程度にあわせて着ぐるみを弁償していただきます。また、着ぐるみ着用者および着用者を誘導する方のケガ、または第三者に対して着用者および着用者を誘導する方がケガ・物を壊した場合など損害または損失を与えた場合、町へは責任を問うことができません。着ぐるみの取り扱いには十分ご注意ください。

③借りた方が許可された内容に違反したときは、着ぐるみの使用を禁止し、許可を取り消します。また、それにより生じた損害については、町は一切の責任を負いません。

④着ぐるみは着用者の動きをかなり制限し、また密閉空間なので暖かい時期には汗を大量にかきます。着用者は、休憩・休息は十分にとり、こまめに水分補給を行ってください。